

平成20年度（平成21年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	158	保険契約準備金	1,057
預 貯 金	158	支 払 備 金	172
有 価 証 券	6,137	責 任 準 備 金	885
国 債	3,607	代 理 店 借	3
株 式	1,065	再 保 険 借	39
その他の証券	1,463	そ の 他 負 債	179
有形固定資産	125	未 払 法 人 税 等	3
建 物	31	未 払 費 用	146
リ ー ス 資 産	24	預 り 金	1
その他の有形固定資産	69	リ ー ス 債 務	26
無形固定資産	0	仮 受 金	0
その他の無形固定資産	0	退 職 給 付 引 当 金	15
代 理 店 貸	0	特 別 法 上 の 準 備 金	14
再 保 険 貸	7	価 格 変 動 準 備 金	14
そ の 他 資 産	437	繰 延 税 金 負 債	268
未 収 金	176	負 債 の 部 合 計	1,578
前 払 費 用	7	(純資産の部)	
未 収 収 益	1	資 本 金	10,100
預 託 金	114	資 本 剰 余 金	2,100
仮 払 金	137	資 本 準 備 金	2,100
そ の 他 の 資 産	0	利 益 剰 余 金	7,384
貸 倒 引 当 金	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,384
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,384
		株 主 資 本 合 計	4,815
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	472
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	472
		純 資 産 の 部 合 計	5,288
資 産 の 部 合 計	6,866	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,866

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っております。
リース資産以外の有形固定資産
定率法によっております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間に基づく定額法によっております。
3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
6. リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(会計方針の変更)
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準第13号)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期からこれらの会計基準等を適用しております。
この適用による損益への影響は軽微であります。
7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
8. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
(1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
9. 保険業法第113条繰延資産の償却方法は、定款の規定に基づき償却しております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額は54百万円であります。
11. 繰延税金負債の総額は、268百万円であります。
なお、繰延税金負債の発生は、その他有価証券の評価によるものであります。
12. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機とその周辺機器等があります。
13. 担保に供されている資産の額は有価証券15百万円であります。
14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は5百万円であります。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は65百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額は、13,221円16銭であります。
16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は63百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
17. 退職給付債務の算定につきましては簡便法を採用しており、退職給付引当金は15百万円であります。
18. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成20年度 (平成 20 年 4 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,801
保険料等収入	3,583
再保険収入	3,415
資産運用収入	167
利息及び配当金等収入	218
有価証券売却益	60
その他の経常収入	60
経常費用	158
保険金の支払	0
給付金等戻戻	0
再任準備金繰入	904
責任準備金繰入	565
資産運用費用	168
支有価証券売却損	2
支有価証券売却損	168
支有価証券売却損	45
支有価証券売却損	7
支有価証券売却損	37
支有価証券売却損	14
支有価証券売却損	0
支有価証券売却損	13
支有価証券売却損	3,052
支有価証券売却損	792
支有価証券売却損	17
支有価証券売却損	46
支有価証券売却損	2
支有価証券売却損	726
経常損失	1,008
特別損失	46
固定資産の減損	2
特別償却	1
特別償却	1
特別償却	41
税法引当	1,054
法人税	3
法人税	3
当期純損	1,057

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は199百万円であります。
2. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は5百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は4百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は株式158百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は株式13百万円であります。
5. 1株あたりの当期純損失の金額は2,769円28銭であります。
6. 退職給付費用の総額は、4百万円であります。
7. その他特別損失は本社の移転に係る費用であります。

8. 関連当事者との取引
親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社	%	なし	有価証券の売却(注1) 売却代金 売却損	112 13	-	-
	損害保険ジャパン	90.0					
主要株主 (法人)	第一生命保険	%	なし	出資の受入(注2)	700	-	-
	相互会社	10.0					

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 有価証券の売却価格は、取引直近日の東京証券取引所の終値により決定しており、支払条件は一括現金払いであります。

(注2) 第三者割当により、一株につき 17,500 円にて 4 万株の新株式を発行したものであります。

9. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。